

自治基本条例をつくる会 会議概要（案）

第68回会議	
開催日時	平成21年10月28日（水）18：30～21：00
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	15 名 岩崎秀司、岩本信子、衛藤弘光、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、縄田祥子、林 芳久、平原廉清、山田義隆、弓取康英、
事務局	副市長、企画課（主幹）
協議概要	1 第67回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 ①条例素案の点検（条文・解説・意見欄等） 条例素案の全体見直し、修正・・・前文～第14条（別紙のとおり） ・ 条文の語句や表現の修正 ・ 解説文の見直し、修正 3 その他 ・ 次回の会議で第一次素案の完成を目指す。 ・ 第一次素案が完成後、市長へ中間報告をする。 ・ 市長報告後、議会への報告、各団体への説明会等を順次開催する。 【次回の開催について】 第69回会議：平成21年11月4日（水）18：30～第2委員会室

山陽小野田市自治基本条例（案）

前文

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と工業の盛んなまちで、平成17年3月旧小野田市と旧山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たち市民のものであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、私たち市民が積極的に参画し、行政、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営のルールを定めた最高規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

【条文の解説】

- ・この前文では、市民憲章の精神をふまえ、「私たち市民」「未来への責任」「参画」「協働」をキーワードに、市民が主役のまちづくりを目指すことを明記した。

【つくる会で出された意見】

- ・前文の意義は、市民にわかりやすく、市民が作り上げたことを伝えることである。
- ・難しい言葉よりもやさしい表現を用いたほうがよい。
- ・前文に入れたいキーワードは未来への責任、協働、参画等である。
- ・前文の起承転結をきめて校正したほうがよい。
- ・行政が何をしてくれるのではなく、自分たちがまちのために何ができるかを考える必要がある。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市民が主役のまちづくりのために必要な基本的事項を定めることにより、市民自治の実現を図ることを目的とします。

【条文の解説】

- ・ この条例を通して山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市民主役のまちづくりの実現を図ります。
- ・ 市民自治とは、自治体経営に広く市民が参加し、地域内の課題に対して市民が主体的に関わっていくことである。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 市長が代わっても市民参加や協働の基本的な考え方を継承する必要がある。
- ・ 市民及び事業者の権利及び責務並びに市長・職員・議員の責務及び議会の役割・責務を明確にする必要がある。
- ・ 市民参加や市民協働に関する条例が他にない。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （１）「市」とは、市長をはじめとする執行機関をいいます。
- （２）「市民」とは、市内に在住、在勤または在学するすべての個人及び市内に事業所を有する法人、その他の団体をいいます。
- （３）「事業者」とは、前号に掲げるもののうち営利を目的とする事業を行うものをいいます。
- （４）「地域コミュニティ」とは、地域住民で構成されるまちづくりのための各種団体をいいます。
- （５）「参画」とは、市が実施する各事業の計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。
- （６）「協働」とは、市、市民及び議会がよりよいまちづくりのために、それぞれの責務と役割を自覚し、お互いに協力し、ともに活動することをいいます。

【条文の解説】

・この条例の中で使用する「市」・「市民」・「事業者」・「地域コミュニティ」・「参画」及び「協働」の定義を規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・「事業者」：事業者は市民の中に含まれるのだからいらないのではないだろうか。
- ・「市」：「市の総括する」という部分はいらないのでは
- ・「市」：市の定義づけはどうしたらいいか。定義づけしていないところもある。
- ・団体と組織の定義をはっきりさせておくべきではないか。
- ・「コミュニティ」：地域コミュニティの範囲を示す必要があるのではないか。どこまでを指すのかわからない。他市では詳しい定義づけがあった。
- ・市民で構成される「まちづくりのための団体」がよいのではないか。
- ・まちづくりの定義は削除したほうがいい。まちづくり条例ではないから。
- ・「協働」：協働の部分に議会を入れたほうがいい。
- ・参画とは市民が主体的に参加しないと意味がない。
- ・市民が参画していくと行政運営のスピードが鈍るのではないか。
- ・鈍るかもしれないけど、参画していくことのほうが重要。

（基本理念）

第3条 第1条に掲げた目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本理念とします。

- 2 市、市民及び議会は、互いに人権を尊重します。
- 3 市、市民及び議会は、互いに市政に関する行政情報を共有します。
- 4 市は、市民の市政への参画を保障しなければなりません。
- 5 市、市民及び議会は、互いに協働してまちづくりにあたります。

【条文の解説】

- ・この条例の全文を通して、市、市民等が基本的に共通認識すべき理念を掲げた。それは、人権の尊重・行政情報の共有・市政への参画・協働のまちづくりである。

【つくる会で出された意見等】

- ・参加と参画はどうちがうのか。
- ・基本理念と基本原則はどうちがうのか。原則は例外を考える余地があるが、理念は思いを記したものである。

第2章 市民等

（市民の権利）

第4条 市民は行政や議会、市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民はまちづくりに参加する権利を有します。

【条文の解説】

- ・これからのまちづくりに重要な「情報の共有」を確保するために、情報については市民が知る権利を有することを明確にした。
- ・ここで言う“情報”とは、あくまでもまちづくりのための情報、つまり公益性のある情報のことである
- ・「市民が主役のまちづくり」を目指していくために、すべての市民がまちづくりに参加する権利があることを明確にした。

【つくる会で出された意見等】

- ・「まちづくり」は市全体に関わるものであるのに対して「ふるさとづくり」は地域コミュニティに含まれる。
- ・責務と権利は表裏一体のものである
- ・個人情報の扱いが問題である
- ・市が所有する自分自身の情報の公開についても定める必要があるのでは
- ・市民は住民投票を請求する権利を有することを条文にいれるべきではないか。

（市民の責務）

第５条 市民は自治の主体であることに責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するように努めるものとします。

【条文の解説】

- ・市民の責務として自治の主体であることを自覚し、かつ責任を持つべきこと及びまちづくりに積極的に参加する努力義務を規定しています。
- ・責務とは、権利の行使と表裏にある「市民としての行動と発言に責任を持つこと」である。

【つくる会で出された意見等】

- ・市民は行政サービス（または「まちづくり」）に対しての負担を分任する責務がある。
- ・市民憲章にある「まちを愛する」ことを市民の責務に入れたらどうかについては、前文で考慮する。
- ・これまで行政任せにしてきたことにより、そのつけが私たち市民にまわってきていることを痛感し、反省しているのが実情であるが、そんな市民の背中を押すような条文が必要ではないか。
- ・条文に行政と協働することを市民の責務として明記すべきではないか。
- ・行政との協働については、他の章で明記しているので必要ないのではないか。

（事業者の責務）

第6条 事業者は社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図りながらまちづくりの発展に寄与するものとします。

【条文の解説】

- ・事業者が事業活動を展開する中で、その技術やノウハウを駆使して健全な地域社会の発展に貢献することを期待し、ここではあえて、市民の権利と責務に加え、事業者の責務として規定しています。
- ・ここでいう「調和」とは環境問題や地域活動などにも配慮しながら、事業活動をおこなうことである。

【つくる会で出された意見等】

- ・事業者は営利の追及だけでなく、住民との関わりを持つことや市が実施する施策に協力する必要があるのではないか。
- ・事業者も安心安全なまちづくりに寄与して欲しい。
- ・本市には「山陽小野田市安全安心まちづくり条例」のなかにすでに「事業者の定義と役割」が規定してあるので整合性を持たせる必要がある。
- ・事業者に一律に責務を課すと、中小企業に負荷をあたえることになるのではないか。

（青少年及び子どもの権利）

第７条 青少年及び子どもはその人権が尊重されるとともに、年齢に応じたまちづくりに参加する権利を有します。

２ 市及び市民は、青少年及び子どもの意見を尊重し、まちづくりに反映させるものとします。

【条文の解説】

- ・ 青少年及び子どもが、まちづくりに参加できる機会を保障するために、ここにその権利を規定しています。
- ・ 青少年及び子どもとは満２０歳未満の市民をいう。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 子どものときから年齢に応じたまちづくりに参加することは、市民の責務の理解につながる。
- ・ 青少年及び子どもの意見等を尊重し、まちづくりに反映させるための仕組みづくりが必要である。
- ・ 子どもも一市民として平等に扱うべきではないか。
- ・ ２０歳未満の市民にもまちづくりに参加する権利を保障すべきである。
- ・ 社会全体が少子化・高齢化している中で、若者が意見を言ったり、参加する場がない。
- ・ 大人が子ども社会に口出ししすぎるのではないか。
- ・ 子どもの人権を尊重する条例を制定すべきではないか。

第３章 議会

（議会の役割と責務）

第８条 議会は市の重要な意思決定機関として、総合的な視野に立ち、市民の意見が適切に反映されるように、市行政への監視を行うとともに政策の立案等を行います。

２ 議会は原則として会議を公開とし、かつ、議案の内容、審議会の経過及び議会活動の状況等の情報を市民にわかりやすく提供することにより、開かれた議会運営に努めなければなりません。また、非公開とする場合はその理由を公表するものとします。

３ 議会は、自ら、地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営及び望ましい議員の姿を求めて議会基本条例を制定するものとします。

【条文の解説】

- ・ 議会が市の立法機関であるとともに、意思決定機関及び監視機関として、市民の意見を反映させる場であることを明確にするものである。
- ・ 議会での会議を積極的に公開し、「市民に開かれた議会」を目指していくことを規定している。
- ・ ここで規定する会議とは、本会議、委員会、協議会である。
- ・ 地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代における議会及び議員のあり方を明確化するために「議会基本条例」を制定する必要性について規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 責務について地方自治法の規定と重複は避けるべきである。
- ・ 議会についての細則を「議会基本条例」で定めるのであれば、ここでは議会の役割、責務を明確にするにとどめるべきである。
- ・ 議員相互の討論を活発に行い、議論を深める必要があり、このことを議会基本条例で定めるべきである。
- ・ 行政チェックに関しては、それを果たそうとすれば当然、一般質問は毎回あるはずだし、聞いておしまいではなくその後のさらなる追及があるべき。

- ・議事録について、公民館や図書館などで誰でもいつでも見ることができるように公開すべきである。
- ・委員会の会議公開は、行われているが、傍聴するにあつたての制限が多すぎる。
- ・コストの問題もあるが、委員会等の会議もインターネット配信してほしい。
- ・議会が立案を行うためには、事務局の強化が必要ではないか。
- ・議会と行政は適切な距離を保たなければならない。

（議員の役割と責務）

第9条 議員は、市民の代表としての自覚を持ち、自己の研鑽に努め、市民の負託に応えなければなりません。

2 議員は広く市民の声を聞き、市民へ情報を提供するよう努めるものとする。

【条文の解説】

- ・ここでは「議会」全体としてではなく「議員」一人ひとりが市民の代表であることを自覚して、市民の声を聞き、情報を知らせる努力をすべきであることを「議員の責務」として明示した。
- ・「情報」とは、「議会活動に関する情報」「市政に関する情報」をいう。

【つくる会で出された意見等】

- ・市民と議会（議員）との間に距離感を感じる。
- ・議員はもっと自己研鑽に努める必要があると思う。
- ・議員は審議能力や政策立案能力を高めなければならない。
- ・具体的に、地域の課題や市民の意見を聞く場を設ける必要があります。

第４章 市 長

（市 長）

第１０条 市長は、市民から信託されたことを自覚し、民主的で効率的な行政運営を図るよう努めなければなりません。

２ 市長は、市民が市政に関する諸活動に参加できるよう市民の知る権利と参加する権利を保障しなければなりません。

３ 市長は、多様化してきている行政需要に迅速かつ的確に対応するため、職員の能力や知識の向上及び職員の育成に努めなければなりません。

４ 市長は、立候補時にマニフェストを公表し、在任中、その達成状況を公表しなければなりません。

５ 市長の長期在任は、市政活力の低下をまねく恐れがあるため避けるものとします。

【条文の解説】

- ・市民の負託に応えるため、市民の安心・安全を基本とし、公平公正かつ効率的な行政運営を図る責務を規定した。
- ・できるだけ市民が参加できる機会を設けることを規定した。
- ・的確な行政運営を実行するため、日頃から職員の教育養成に計画的に取り組み、その成果をこれに反映させる責務を規定した。
- ・立候補時のマニフェストを実行し、その成果を公表するよう規定した。
- ・市長の長期在任における行政運営のマンネリ化の防止に努めることを規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・市民との対話集会は大変よい。これからも継続して欲しい。
- ・市長の任期を３期までとする案がでた。３期も在任すれば目標とする仕事は達成できるはずである。

（職員の責務）

第１１条 職員は、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、公正・誠実・効率的に職務に努めなければなりません。

２ 職員は、自ら職務の遂行に必要な知識・技術等の向上に努め、市民の行政需要や期待に即応できる能力を養成しなければなりません。

３ 職員は、一市民として、積極的に市民との信頼関係を築くと共に、協働して地域活動に努めるものとします。

【条文の解説】

- ・職員が、公務員としての自覚を持って、市全体の奉仕者として、公正・誠実かつ効率的に職務を遂行することを規定した。
- ・職員は行政の専門家として市民サービスの改善や向上のために地域活動に必要な知識・技能等の向上を図る必要があることを規定した。
- ・職員も一市民として生活する中で、地域活動に必要な「調整役」「進行役」等重要な立場にあることを認識し、まちづくりに取り組むことを規定している。

（職員の育成・資質の向上）

第１２条 市は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応できる知識と能力を持った職員の育成と資質の向上を図らなければなりません。また、そのために職員に研修や自己啓発の機会を提供しなければなりません。

【条文の解説】

- ・第１２条２項での職員の知識・技術等を行政需要に活用させるため、市は、職員に必要な資格の取得、各種の研修会参加、先進地への情報収集等の機会を与えることを規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・職員の業務に関連がある技能、資格取得等能力の向上に結びつく通信講座を受講する必要な経費の一部を助成する。
- ・民間など外部への研修制度を取り入れる。
- ・民間委託した業務を専門的に監視・指導できる職員は、将来の行政経営においても必要である。
- ・市民活動を推進していくうえで、先進地の活動をいち早く情報収集して活動の参考にできる職員が必要である。
- ・地域性を考慮して自ら発想できる職員が欲しい。

（執行機関の組織及び体制）

第13条 市の行政組織と執行体制は、市民にわかりやすく、簡素で、効率的なものでなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 社会情勢と市民の生活にあった窓口をはじめ、行政運用において、簡素でかつ無駄なく効率的な組織と執行体制を維持することを規定している。
- ・ 執行体制とは、指揮・命令系統のことをいう。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 市民の行政需要や社会経済情勢等に迅速かつ効率的に対応できる組織、執行体制を整備しなければならない。
- ・ 意思決定に時間がかかり、仕事にスピード感がない。簡素な組織体制が必要だ。
- ・ 市民の生活に合った窓口の開設を望む。
- ・ 業務内容を分析して、業務の効率化を念頭に無駄を洗い出し、適正な人員を配置する必要がある。
- ・ 年功序列の組織では、能力が発揮できない。
- ・ 組織のフラット化が求められている。

第5章 行政運営等

（総合計画）

第14条 市はまちづくりの総合的な指針として基本構想、基本計画および実施計画からなる総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市は社会情勢の変化や市民ニーズを的確に把握し、適宜計画の見直しを行うものとします。

また、見直しにあたっては、市民に参画を求め、市民の意見を反映しなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 市のまちづくりの総合的な指針として総合計画策定の義務付けと基本的事項を規定しています。

また、見直しについて定め、その際には市民の参画の必要性を規定した。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 総合計画は、まちづくりの基本となるものであり、市民にもっと周知する必要がある。
- ・ 総合計画等各種計画の立案にあたっては、当初から市民の参加を義務づけるべきである
- ・ 計画の策定は、広く市民の意見を求め、その経過を適宜公表しなければならない。